

第4回青森地方最低賃金審議会青森県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時 令和6年8月8日（木）午前10時から午後0時25分まで
- 2 場 所 青森合同庁舎4階 共用会議室
- 3 出席者

【委員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	森越賃金室長	木村室長補佐	高山賃金指導官

4 開会

(事務局 室長補佐)

定刻になりましたので、ただ今より第4回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。

本日の委員の出欠状況ですが、全員出席しておりますことをご報告いたします。

また、本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の公募を行ったところ、傍聴の申込がなされ、本日、7名の方が傍聴されることを報告いたします。

それでは以後の議事につきましては、石岡部会長、よろしく願いいたします。

(石岡部会長)

それではよろしく願いいたします。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

それでは、昨日と同様に全国の審議状況についてご報告をさせていただきたいと思えます。

昨日、27局について結審した旨、報告をさせていただいておりますが、今日の段階で、それ以降の結審状況の情報は把握しておりませんので、昨日と同じ状況であることをご報告させていただきます。

資料につきましては、お手元に「会議次第」のついた資料といたしまして、こちらも昨日と同様、「青森県最低賃金引上試算表」を付けております。説明の方は割愛させていただきます。また、委員の方々の机上配付資料といたしまして、昨日、公益委員から青森市における消費者物価指数に関し、中賃の「頻繁に購入する品目」に対応する資料があるかということで、事務局の方で「頻繁に購入する品目」に関連する生活必需品的なものにつきまして、対前年比の物価指数、上昇率につきましての資料を急遽作成しております。こちらにつきましては、上野

労働基準部長より説明させていただきます。

(事務局 基準部長)

昨日、公益委員の方々からご要望いただいたものでございます。この表の部分で「頻繁に購入する品目（全国）」と書かせていただいておりますけれども、総務省の消費者物価指数等を参考にして、中賃の公益委員見解でも引用されている5.4%という上昇率の根拠となっている数字でございます。10月から6月までという形でそれぞれの数字を載せさせていただいております。細かく言うと5.39%ということになっております。それに合わせる形で、頻繁に購入する品目というところに、可能な限り今採れるデータ、政府統計の総合窓口のデータ、青森市のデータがありましたので、頻繁に購入する品目と12の中分類が必ずしも完全に一致するわけではございませんが、それらを「頻繁に購入する品目」を含むものの中分類で採れるものを可能な限り抽出をし、「生活必需品（青森市）」として、2023年10月から2024年6月、現時点で採れる9か月分を同じく並べたものでございます。

黄色で付けさせていただいておりますけれども、全国の頻繁に購入する品目については5.39%、5.4%と申し上げましたけれども、結果として生活必需品ということで試算をさせていただきますと、黄色の部分で5.98%という数字が出ているところの資料でございます。資料の説明は以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明について何か質問等ございませんか。どうぞ。

(小山田委員)

説明ありがとうございました。こちらの上の行は、中賃の方で整理され、それを踏まえてそれに類似するものといえますか、青森市に置き換えて、若干捉え方は違っているけれども、それに準じた形で整理して5.98というご説明だったと思います。

1点ほど、この関係でお聴きしたいのは、いわゆる上の行、あるいは下の行でもいいんですけども、生計費全体に占める程度といえますか、どのくらい占めるのか、統計的なものになるかと思っておりますけれども、全く見当がつかないものですから、もしお分かりになれば、生計費全体に占める頻繁に購入する品目、あるいは生活費に占める消費のパーセンテージをちょっとお知らせいただければと思います。

(事務局 基準部長)

今のところ、これは昨日の物価の比較ということで作らせていただいたので、今ご質問の部分は、即答しかねますので。明日の審議があるかどうかというのがありますが、確認の上、可能であればご回答させていただきたいと思います。

(石岡部会長)

他にはございませんか。

(中野委員)

先ほどの消費者物価指数の関係ですが、消費者物価指数というのは全般的な割合があると思いますが、特に頻繁に購入する品目については、年間頻度 15 回以上の品目であるということ、それから購入費が高い品目の物価の動きというか、消費者が実際に値上がりを感じるものだというところ、全体の上昇率に比べてより高まっているということも鑑みるということもあったんですが、購入頻度の高い食品だと、生活必需品というのは、やっぱりごまかせないというところで、家計の圧迫感が強い部分から高いと実感が増してくるんだろうというところで、私も、こういったところの生活必需品の価格上昇が著しいことを重視して懸念しているところです。

(石岡部会長)

今のご意見ということですかね。

(中野委員)

コメントです。

(秋田谷委員)

昨日の審議で、使用者側から発言のあった内容で、少し認識を合わせたいと思っています。2点あります。

1点目については、昨日、使用者側から、経営者は、従業員に対してできる限りの賃金を支払っていると、ゼロではないにしても安く買い叩こうという気持ちは全くないというような発言がありました。それについて、私もちょっと気になっていたものですから調べたところ、賃金の「総括表」を見ますと、いわゆる最低賃金の未満率、最低賃金を下回る法令違反をしている割合が 1.8%、約 2% 存在していて、人数にすれば 3,040 人というデータがございます。

当然、安く買い叩こうという意識がなくても、知ってか知らずか実態として最低賃金法を違反している方が約 2% いらっしゃるという事実はあるということ

は発言させていただきたいと思います。

あと市場において問題を抱えているのは、下請業者への買い叩きの部分であります。値下げの要求なんかも往々にしてあるようでありまして、この状況は、要は上下関係によって生じるものだと思っておりますので、そのところだけは少し情報共有させていただきたいと思います。

もう1点が、私どもの方で男女間の賃金格差、特に女性の賃金が低いというお話をさせていただきました。その中で労側の基本的な考え方も書かせていただいておりますけれども、最低賃金が賃金相場を形成している要因の一つなんだということ、最低賃金が上がると、要は経験年数の長いパート労働者の賃金なども上がると、そういうふうに賃金が上がっていくと初任給なども上がっていくので、要は底上げが図られていくということを書かせていただいております。

ところが賃金水準としては全国最下位とその結果として若者の流出が全国1位と男性も女性も多いわけでありましてけれども、その中で女性の流出が多いというのは、これは現実でありますし、データとして残っているものでありますので、そのところは使側の方からは「全く関係ない」というお話がありましたけれども、データとしてはそういうふうな関係性があるんだということはお話をさせていただきたいと思います。以上です。

(石岡部会長)

「全く関係ない」とまでは言っていないかと。無関係ではないということですね。

(秋田谷委員)

すみません、解釈としては。受け取り方としては、もう「全然関係ない」かと。

(石岡部会長)

経営者の中には、もちろん悪い経営者もいますよ、それは。ゼロということはある得ない。ただ、使用者委員の皆さんが普段接しておられるような経営者の方々はそうではないと。

(秋田谷委員)

当然、経営者団体の皆様、会員の皆様にそういう方はいらっしやらないという認識なのかなと思いつつも、実際は数字的に結構大きいなと感じたものですから。その辺の認識を合わせられればと。

(石岡部会長)

資料についての質問はよろしいでしょうかね。

それでは金額審議に入りたいと思いますが、昨日は金額審議については個別にやったのですが、じゃあ引き続き個別にお話をした方がよろしいですかね。

(各委員)

異議なし。

(石岡部会長)

では、そういうことで。昨日の流れからすると今日は、使用者側から先にお話をしたいと思います。

【公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれの意見交換】

(石岡部会長)

大変長らくお待たせいたしました。

本日のところ、使用者側からは 28 円という提示がありました。対する労働者側からは 61 円という提示がありました。そして、使用者側としてはこれ以上の数字は持ち合わせていないということですので、本日の審議は残念ながらここまでということになります。

そこで、明日、予備日を設けておりますので、この予備日でもう一度最終的な詰めをしたいと思います。

労使双方におかれましては、もう一度、明日最終的な、本当にどこまでという数字をご検討いただきたいと思います。とっております。

それでどうしても折り合いがつかないという場合には、公益見解を出し、採決ということも考えなければいけなくなります。ただ、今の段階では公益見解を出すにしても開きが大きいと考えております。まだ期は熟していないとっておりますので、明日、再度検討をしたいとっております。

何か労使双方でご意見等はございませんか。

(各委員)

ございません。

(石岡部会長)

それでは、だいぶ時間も経過してしまいましたが、本日の専門部会はこれにて終了したいと思います。お疲れ様でした。

